

消費税及び地方消費税の税額の計算方法は次のとおりです。

消費税額

＝課税期間中の課税売上げに係る消費税額－課税期間中の課税仕入れに係る消費税額

地方消費税額＝消費税額×地方消費税率

納付税額＝消費税額＋地方消費税額

※1 「課税売上げに係る消費税額」、「課税仕入れに係る消費税額」については、それぞれ税率の異なるごとに区分して税額の計算を行います。

※2 仕入れに含まれる消費税額の方が多ければ、還付されます。

1 課税売上げ〔P120〕

課税売上げとは、商品の売上げのほか、機械、建物等事業用資産の売却、住宅を除く建物の賃貸収入など、事業として行う資産の譲渡、貸付け、サービスの提供をいいます。

なお、土地の売却や貸付け、株式、債券の売却、受取利子、住宅の貸付けなどの非課税取引は含まれません。

2 課税仕入れ〔P120〕

課税仕入れとは、いわゆる商品の仕入れのほか、事業のために使用する機械、建物等事業用資産の購入、建物の賃借、原材料や事務用品の購入、賃加工や運送等のサービスの購入などをいいます。

なお、土地の購入や賃借、株式、債券の購入、支払利子、支払給料、賃金などは含まれません。